

神戸市立井吹の丘小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

井吹の丘小学校は「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本的な方針(以下「井吹の丘小学校基本方針」という)を策定します。

令和8年4月 神戸市立井吹の丘小学校

1. いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、井吹の丘小学校基本方針に基づき、保護者・地域、状況によっては関係機関と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」より)

3. 本校の教職員の姿勢

- (1)本校は、教職員全員で一丸となって児童の指導にあたります。
- (2)児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- (3)「わかる授業」の実施により、児童が学ぶ喜びを味わえるようにします。
- (4)道徳をはじめ各教科の中で、自己肯定感を育む教育を行います。
- (5)係活動や委員会活動、実行委員制など一人一人が活躍できる場を設け、児童の自己有用感を高めます。
- (6)いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換し、情報の共有に努め、いじめの未然防止を図ります。
- (7)児童、教職員の人権感覚を高めます。
- (8)「いじめは決して許されない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- (9)いじめの問題を一人で抱え込まず、学年集団・生徒指導係・管理職に報告し、組織的に対応します。
- (10)家庭訪問等で、家庭との連携を図るなど、保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4. 校内いじめ対策委員会と関係機関の連携

(1) 校内いじめ対策委員会の設置

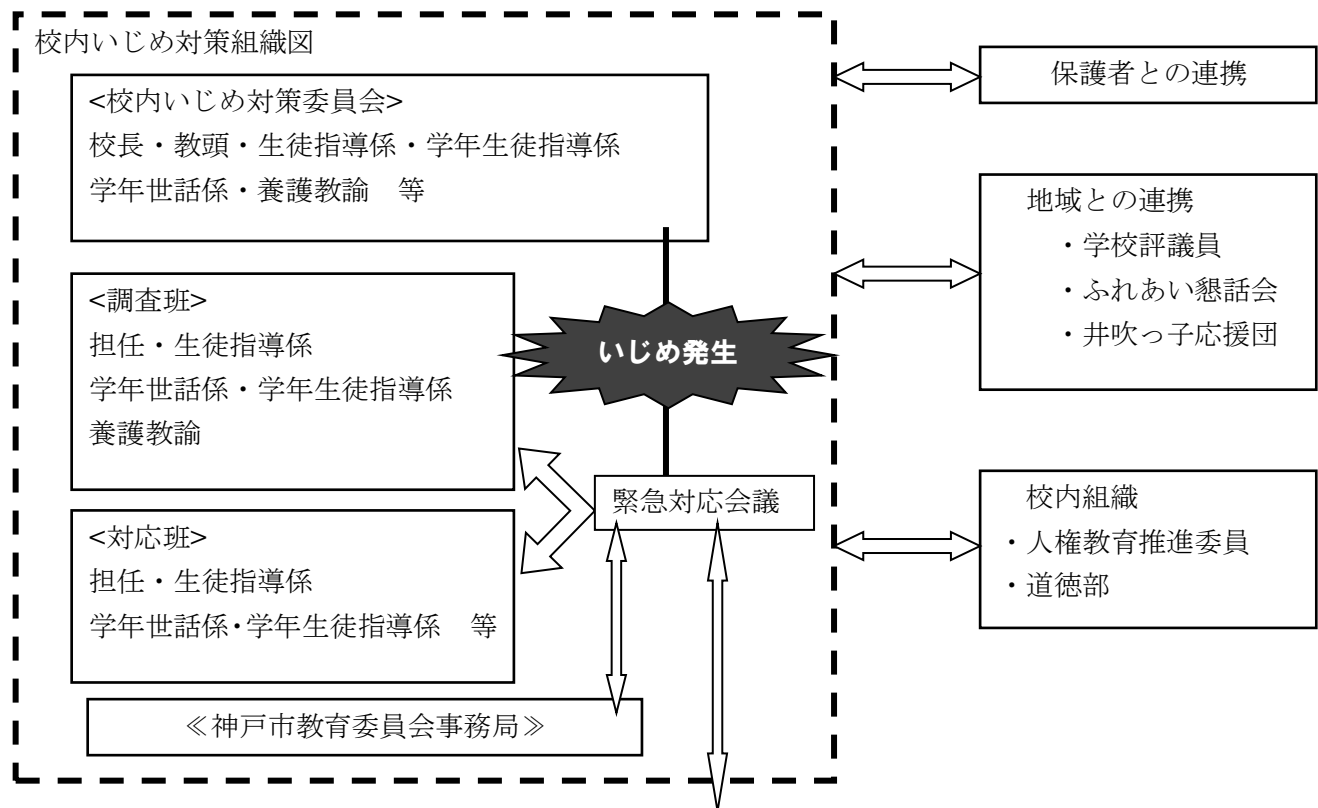
本校は、校長・教頭・生徒指導係・学年生徒指導係を中心に学年世話係・養護教諭等をメンバーとして設置します。

(2) 関係機関との連携

校内の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、下図の関係機関等との連携を図ります。

(3) 校内いじめ対策委員会の役割

- ・未然防止の推進など井吹の丘小学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証と改善を行います。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の共通理解と実践力向上のための研修を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応について協議し、改善への取り組み方針を決定します。



<状況に応じた関係機関との連携>	
スクールカウンセラー	いじめを受けた児童、いじめをした児童、保護者の心のケア
西警察署生活安全課	暴行、傷害など刑法に抵触する時
垂水少年サポートセンター	当該児童の家庭環境等に問題がある時
西区役所こども家庭支援室	
神戸市こども家庭センター	
スクールソーシャルワーカー	当該児童の心身等に影響がある時
医療機関	

5. いじめの未然防止・早期発見

(1) 未然防止

- いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠です。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、人間関係力の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めます。そのために、すべての学校において児童生徒の人権が尊重され、それぞれの児童生徒の自己実現につながるような教育活動を展開していきます。
- 具体的には、「3. 本校の教職員の姿勢」の(1)～(10)のことに取り組んでいきます。

(2) 早期発見

- ①些細な変化に気づき、②気づいた情報を確実に共有し、③速やかに対応します
- 気になる変化など、5W1H（いつ どこで だれが なにを なぜ どのように）を職員がいつでも共有できるように工夫します
- 普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや聞き取り、会話や日記などを「意識的に言い」、「積極的に活用」）を工夫します
- 教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直します
- 暴力を伴う“いじめ”を発見した場合、速やかに止めることを最優先に動きます

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

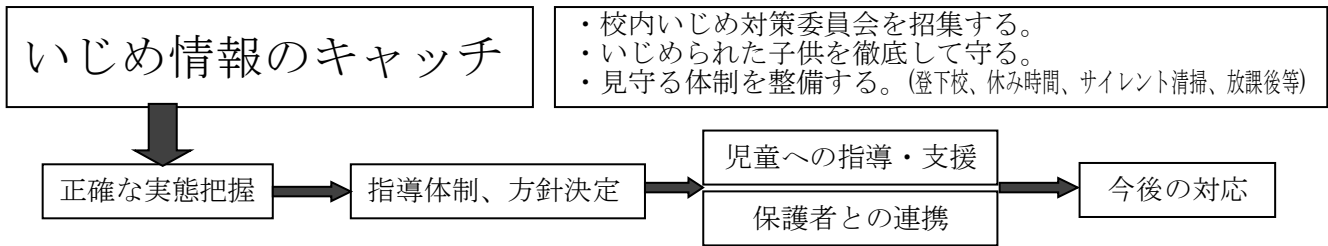
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり					学級・ 人間関係 づくり				学級・ 人間関係 づくり		
	学年・学級づくり 人間関係づくり あいさつ											
早期発見に向けた取組			アンケート 聞き取り 指導						アンケート 聞き取り 指導			アンケート 聞き取り 指導
	日々の行動観察 教師と子どもの関係作り											
対策委員会等 職員会	職員会 基本方針の 提案			職員研修 取組評価	職員研修				職員研修 取組評価			職員研修 取組評価
	生徒指導部会											

早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

6. いじめの早期対応

(1) いじめ情報のキャッチ

○いじめの兆候に気づいた時には、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応します



(2) 家庭の役割と保護者の責務

○子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にする

○保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常生活体験を通しながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導すること

○子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守ること

○いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をすること

(「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」 平成30年改訂版より)

7. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、高学年においては情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン、また、通信機能付ゲーム機の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

8. 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織(調査委員会)を設け、調査します。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明します。

9. その他

本校は、校内いじめ対策委員会によって、適宜「井吹の丘小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改訂します。